

普通自動車免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,900円
[略]			
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,900円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	1,900円

普通自動車免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,900円 <u>施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験である場合</u> 800円
[略]			
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,900円 <u>施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験である場合</u> 800円
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	1,900円 <u>施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の</u>

		[略]		
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,900円
		[略]		
[略]				
[略]				
8 法第92条第1項の免許証の交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付	[略]		2,050円 (法第92条第1項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に

				更新を受けることができなかった者に対する試験である場合 800円
		[略]		
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,900円 <u>施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験である場合</u> 800円
		[略]		
[略]				
[略]				
8 法第92条第1項の免許証の交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付	[略]		2,050円 (法第92条第1項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に

代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)

代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)

施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受けたものに対する交付である場合 1,700円
(法第92条第1項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつ

	[略]						
9 法第94条第2項の免許証の再交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付	[略]					3,500円
	[略]						
[略]							
18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	[略]	法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	[略]	[略]	道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この表において「施行令」という。)第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習である場合	800円
	[略]						
[略]							

							ては、1,700円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
	[略]						
9 法第94条第2項の免許証の再交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付	[略]					2,250円
	[略]						
[略]							
18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	[略]	法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	[略]	[略]	施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習である場合	800円
	[略]						
[略]							

20 法第104条の4第5項の運転経歴証明書 の交付	[略]
[略]	

20 法第104条の4第5項 <u>(法第105条第 2項において準用する場合を含む。)</u> の運転経歴証明書の交付	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。